

農林水産政策研究所 研究成果報告会

ベトナムの農業・稲作と土地制度

岡江恭史（国際領域 主任研究官）

令和5年11月14日

基本データ (ベトナム統計総局による2021年時点データ)

面積： 約33万km²(日本全国-九州に相当)

人口： 約9,850万人(今年1億人突破の見込み)

一人あたりGDP: 約3,700ドル(日本の約1/10)

GDP成長率(2019): 7.4%

報告の内容

1. ベトナムはどんな国か
2. 共産政権下のベトナムー集団化とドイモイー
3. 現代の農業・稲作と土地制度
4. 現地調査の事例

1. ベトナムはどんな国か

1-1. ベトナムのはじまり

言語は、オーストロアジア語（カンボジア等）

紀元前2世紀から千年間の「北属」。

ハノイは東南アジアと中国を結ぶ交通の要所

遣唐使として唐に渡った阿倍仲麻呂は、安南都護に(761～67)。

1-2. 中国との関係

中国文化の影響。

「ベトナム社会主義共和国」をベトナム語で、、、

NUỐC CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

くに

共和

社会主義

越南

10世紀に中国から独立、
その後「安南国王」と「大越国皇帝」を使い分け。

13世紀の元の侵略・15世紀の明の侵略を撃退。

1-3. ベトナムと日本だけにあるムラ社会

16～18世紀の戦乱・混乱の中で、国有田(公田)を管理する社が、自律的な村落共同体として成長。

社内では住民らが公田割り換えを行い、王朝権力は徴兵や徴税を社に請け負わせ、社内の統治や土地管理には介入せず。

北部では、アジアでは例外的に日本的なムラ社会が誕生
←→南部は、北部からの移民によって開拓(よりルース)

1-4. ベトナムの国土形成

ベト族は元々北部の紅河デルタ。独立以後、徐々に南に移住・開拓。

分裂した国土は、1802年に阮氏の越南国（ベトナム）によって統一。

19世紀末にラオス・カンボジアとともにフランス植民地（仏印）に。

東遊運動（独立運動家の日本留学）挫折→独立運動の主導権は共産主義者に。

2. 共産政権下のベトナムー集団化とドイモイー

2-1. 北部(東側)における農業集団化(南部は西側)

・共産政権成立(1945)

⇒最初に承認した中華人民共和国(1949年成立)の影響で、「中国モデル」の導入

・土地改革(1954～)

社(行政村)の合併・大型化(国家主導による村落再編)

北ベトナムの共産政権は、土地を地主から取り上げて農民に**平等に分配**する土地改革を実施。

・農業集団化(1958～)

農民は**農業合作社**に強制加入させられる

中国とベトナムの農業集団化の違い

中国 (括弧内は世帯数)

政社合一。個々人の生活まで管理。

人民公社
(3,000~3,500)

生産大隊
(200~250)

生産隊
(30~40)

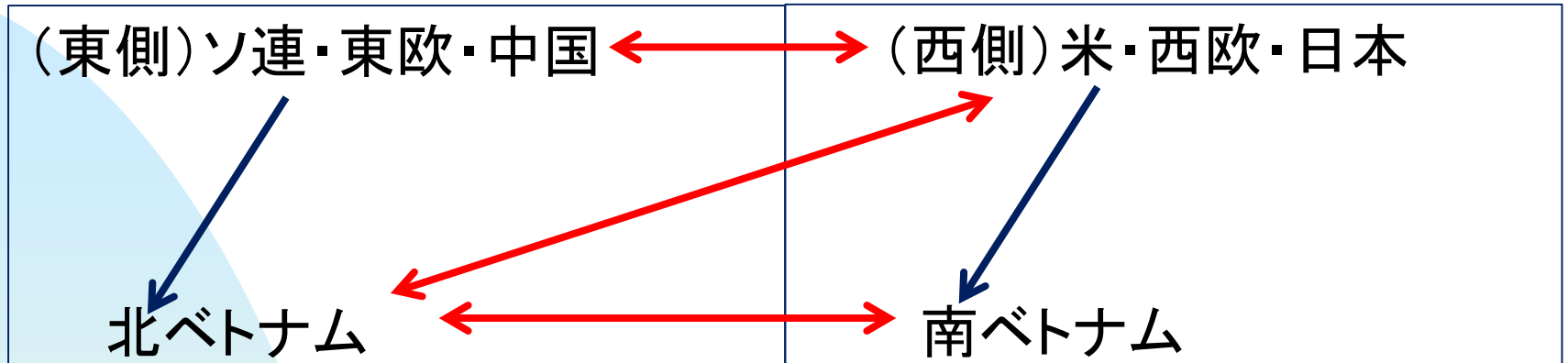
ベトナム (括弧内は世帯数)

合作社
(150~370)

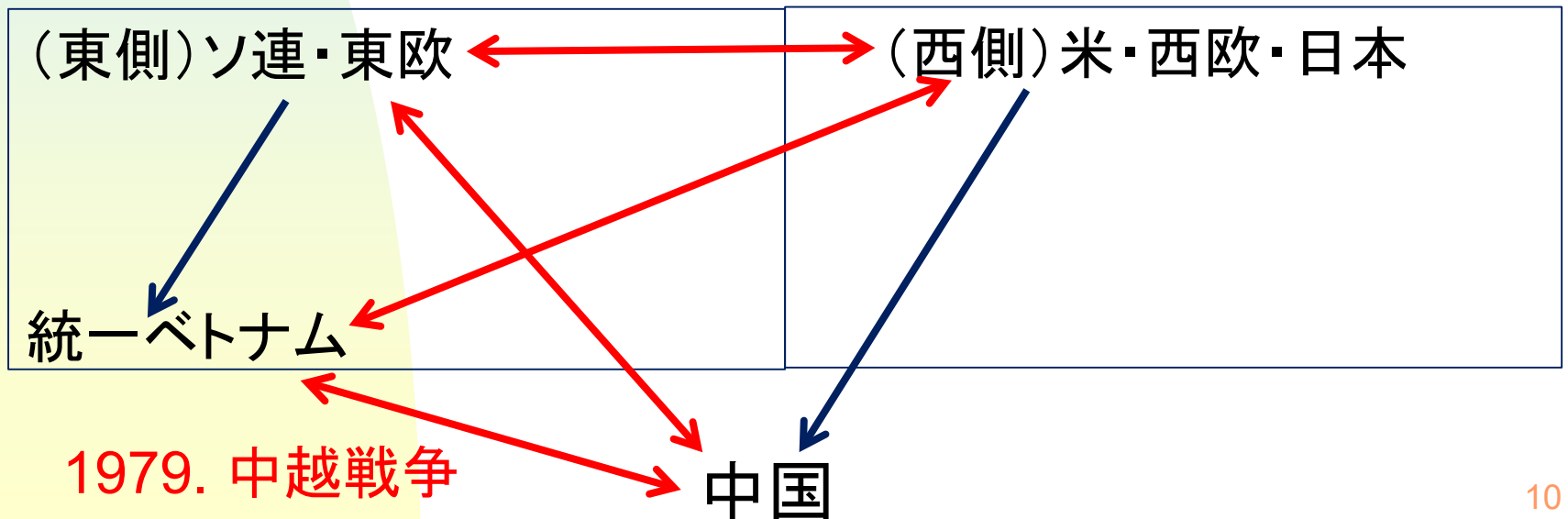
生産隊
(60~85)

後に大型化して社(行政村)の範囲と同じになるが、あくまで社とは別の組織。(村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間は残された。)

ベトナム戦争までの国際関係(1954～1975)



ベトナム戦争後の国際関係(1975～1991)



2-2. 脱集団化と市場経済化の過程

統一(1976)後には南部でも統制経済・農業集団化

⇒政府買い上げ価格が市場より低く物資が集まらない

⇒ベトナム**経済の破綻**(食糧不足・工業の停滞)

1981年共産党中央書記局100号指示

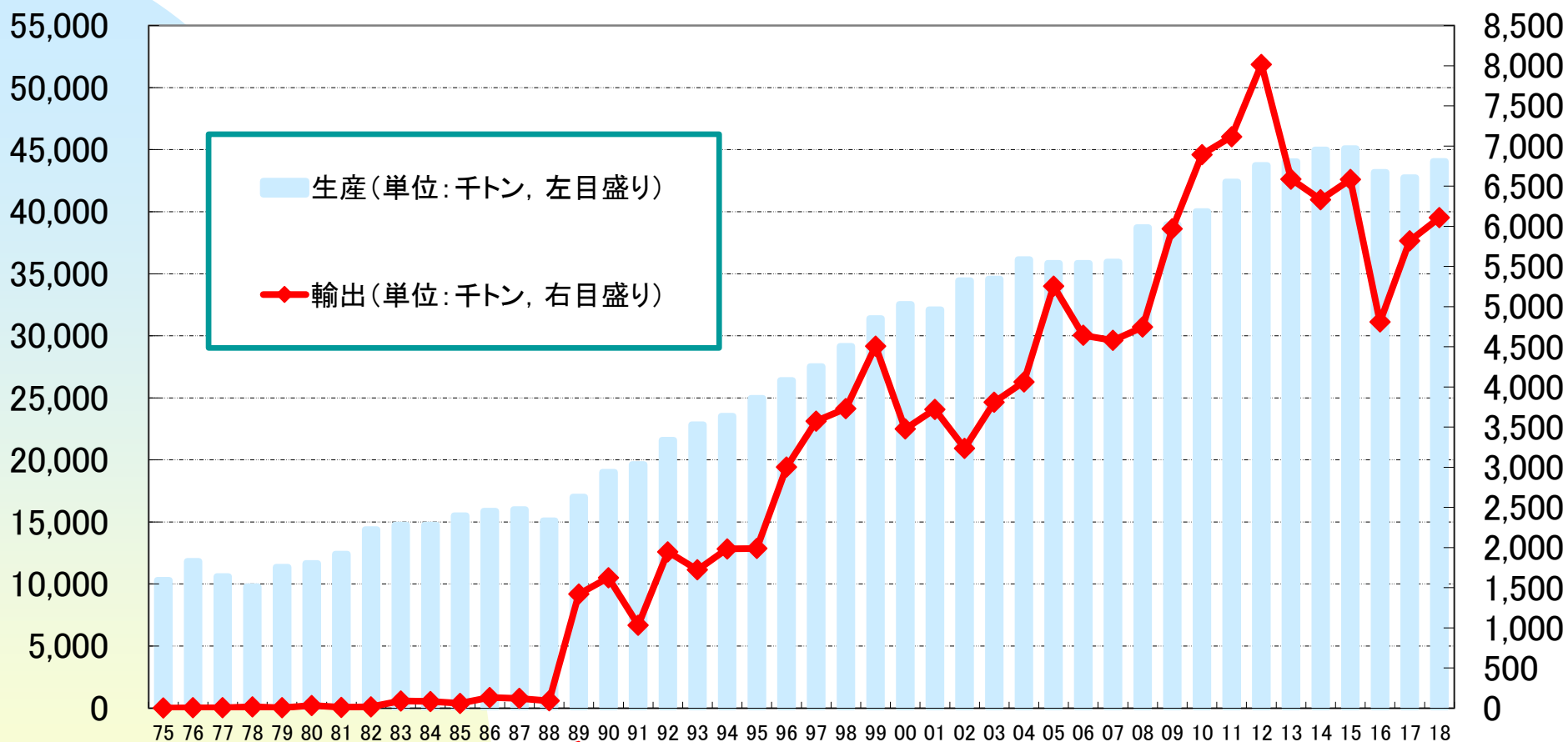
(集団農業生産体制の転換、実質的生産単位が各農家**世帯**に)

1986年 第6回党大会: **ドイモイ**政策(長期的な市場経済化)。

1988年共産党政治局10号決議(税金と合作社組合費の支払い
以外は、**生産物を自由に処分**する権利)

: **集団農業生産体制終了**。

ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出



集団農業生産の終了が決定した1988年の翌年から生産が激増し、輸出も実質的に始まる。

2-3. ドイモイ政策の特徴

1996年第8回党大会における二つの戦略

①さらなる高度成長への志向

: 一層の市場経済化(事実上の**資本主義**化)

②雇用促進と各地域の均等開発(特に後進農山村・地域への社会政策の強化)

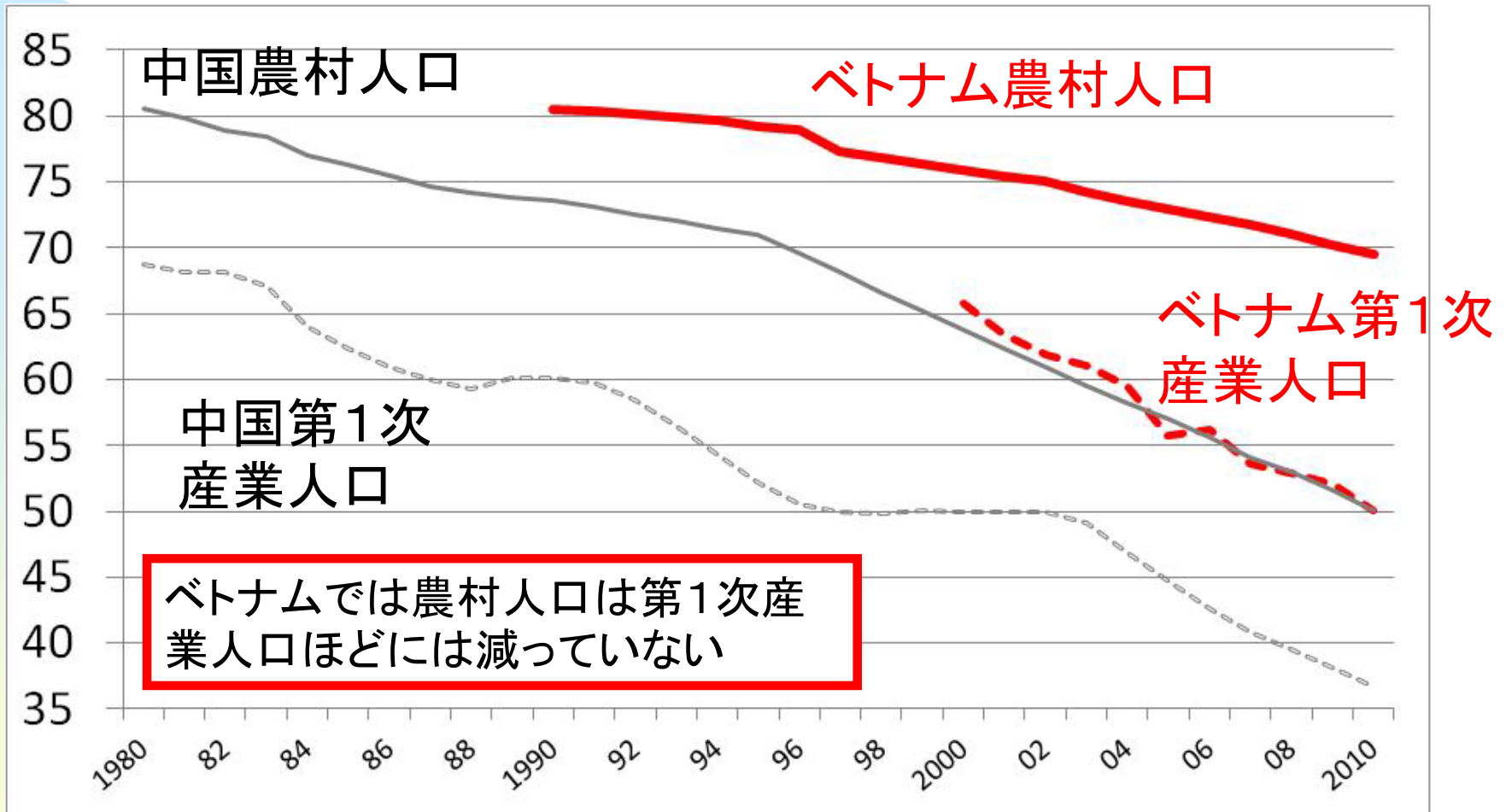
: 社会的公正の実現(理念としての**社会主義**)

この時期の前後から②に基づく**社会政策**が出される。

ドイモイ開始後**わずか10年** ←→

中国は、改革開放開始(1978年党第11期3中全会)から和諧社会建設提唱(2004年第16期4中全会)まで**26年**。

第1次産業就業人口・農村人口の比率(%)



出典：『中国統計年鑑』、ベトナム『統計年鑑』各年版

	ベトナム (2010年)	中国 (2003年)
一人あたりGDP (米ドル)	1,334	1,274
第一次産業の 就業者率(%)	50.1	49.1
農村人口の比率 (%)	69.5	59.5
農村の非農業就業 者比率(%)	41.3	25.1
住民所得の格差 (都市/農村)	1.99	3.23

ほぼ同水準
の時期

出典: World Bank, World development Indicators、『中国統計年鑑』2005年度版、
ベトナム『2010年生活水準調査』

ベトナムは中国より都市農村間の**格差が小さく**、
背景に**農村内の非農業就業**。

3. 現代の農業・稲作と土地制度

3-1. 稲作とコメ政策

ドイモイニ大方針からみたコメ政策

	(i) 農家所得の向上	(ii) 国家食糧安全保障
1980～90年代 (脱集団化・輸出拡大)	農業経営の脱集団化・農地の事実上の私有化 合作社改革(集団生産機関から市場経済下の農協に)	
2000～07年 (国際化対応)	水田転作容認 農産品の高品質化促進 農地交換分合 民間農場の奨励	
2008～12年 (国際米価高騰対応)		コメ輸出規制 水田転作規制 備蓄強化・零細業者淘汰・価格統制
2013年以降	大規模農家優遇 水田転作計画	

ベトナムの稲作をめぐる事情

- ①生産の多くが自給用。コメがベトナム人の主食。
- ②流通は零細な個人経営に担われ、在庫調整によるリスクへの対処ができない。

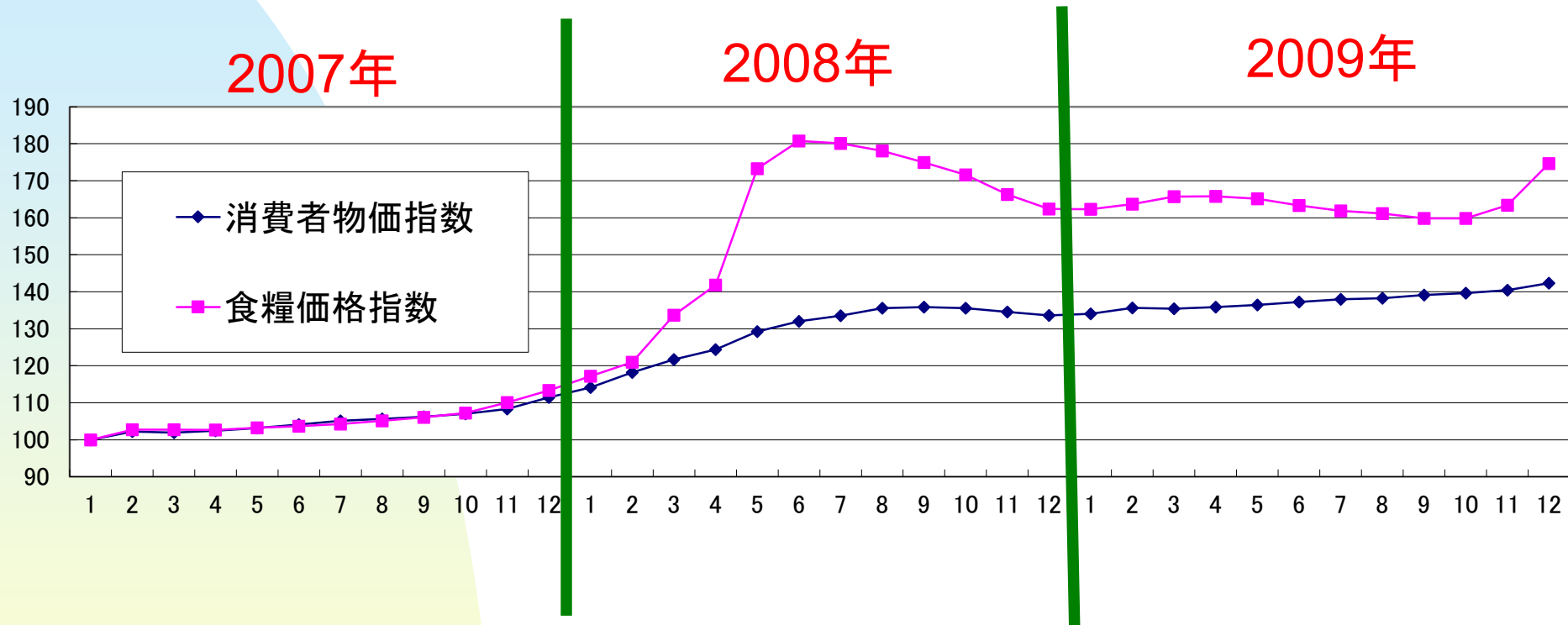


上記の事情は2008年の穀物価格高騰時に問題に

- ①在庫が少ないため、国際米価高騰が国内米価高騰に直結。
- ②コメが主食のため、国内米価高騰が物価全体の高騰に
- ③物価高騰を抑えるため政府はコメの輸出規制。国民生活安定のために、生産農家の利益を損なうことに

2007年～2009年(国際米価高騰期)の国内物価

(2007年1月を100とする)



コメ新政策の導入とその結果

2008年の穀物価格高騰後の新政策

(2009年政府議決63号、10年政府議定109号)

- ① 水田の**転作規制**(2030年まで380万haの水田を維持)
- ② **業者規制**(倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業認可)
- ③ **価格支持策**の導入(最低・最高価格を定め、業者に指示)

ドイモイ(市場経済化)に逆行する規制策の背景:

- (1) 物価の安定
- (2) 華僑・華人対策

新政策導入後の結果

① 水田の転作規制(380万haの水田を維持)

米価高騰により作付面積拡大、生産も拡大

2013年から方針転換

同年6月の首相決定899号では、生産を維持しつつも、農地の効率的な活用(水田を他の作物へ転作)を推奨

14年7月の農相決定3367号では、15年・20年までに作付面積を減少(転作)する具体的な計画

16年4月の国会常務委員会では、維持する稲作地を376万haに変更

②業者規制

議定109号では、5,000t以上収容できる**倉庫**と10t/h以上の処理能力がある**精米所**を持つ業者のみが輸出業者として認可。さらに過去6か月間の**輸出量の10%のコメを貯蔵**し続けることも義務づけ。

上記の基準は2012年10月から発効し、2013年には小規模業者の破産が相次ぐ。

しかし基準を満たしているかの検査は認可時のみで、その後は実際にはどの機関も業者への**監視は行っていない**。63号決議では**400万トンの備蓄**が目標とされたが、民間備蓄の統計データがないので**達成したか不明**である。

③価格支持策の導入(最低価格・最高価格を定め、業者に指示)

議定109号の規定:

生産者の利益を保障するための国内最低価格を定める。
収穫期になって市場価格が最低価格を下回るようであれば、政府は米価を維持するための「具体的な措置」をとる。

実際:

「具体的な措置」として政府による調達プログラムが実施。
コメ輸出の業界団体であるベトナム食糧協会が会員企業に割り当てて、プログラムに参加させている。当プログラムに沿ってコメを購入した場合は、銀行から低利融資を受けられる。購入価格はそのときの市場価格であり、政府の定めた最低価格ではない。

議定109号の規定：

国内米価が急騰して**最高価格**を上回る場合は、政府はコメ輸出業者へ備蓄米を市場に放出するよう指示する。

実際：

同議定公布後に実際に指示が**発動されたことはない**。

米価が高騰した2008年（同議定公布前）は政府が輸出を停止したので、業者は国内で販売せざるをえなかった。

このように同議定で定められた**価格政策は、実際には機能していない**。さらに価格変動のリスクを業者に負担させる政府による調達プログラムは、効果がないだけでなく、中国への非公式な輸出などの弊害を生んでいる。

2016年のコメの公式輸出量490万トン、非公式輸出量140万トン（農業省関連団体AgroMonitor社の推計）

中国への非公式な輸出の問題点：

- ①輸出税や量規制といった政策の対象外。
- ②中国側の都合に振り回され(2015年末の規制、支払い遅延や突然のキャンセル等)、取引が不安定。
- ③ベトナム側の業者が小規模でリスク回避ができない。
- ④情報が政府や業界団体に上がってこないため、今後の政策作成に支障。

コメ政策のまとめと考察

ベトナム米のジレンマ:

コメが重要な**輸出産品**であるとともに国民の**主食**。2008年の高騰期に**国内物価が高騰し**、国民全体の生活を守るために**輸出規制**を行い、農業生産者の利益を犠牲にした。

ベトナム政府がその後新政策を導入した最大の動機は、**国内物価の安定**。価格支持策導入は画期的だったが、価格変動のリスクを業者に負担させる調達プログラムは、効果がないだけでなく、非公式輸出などの弊害を生んでいる。

3-2. 土地制度

3-2-1. 二大デルタの農地概況

紅河デルタ：

年2期作のコメ。自家消費が中心。

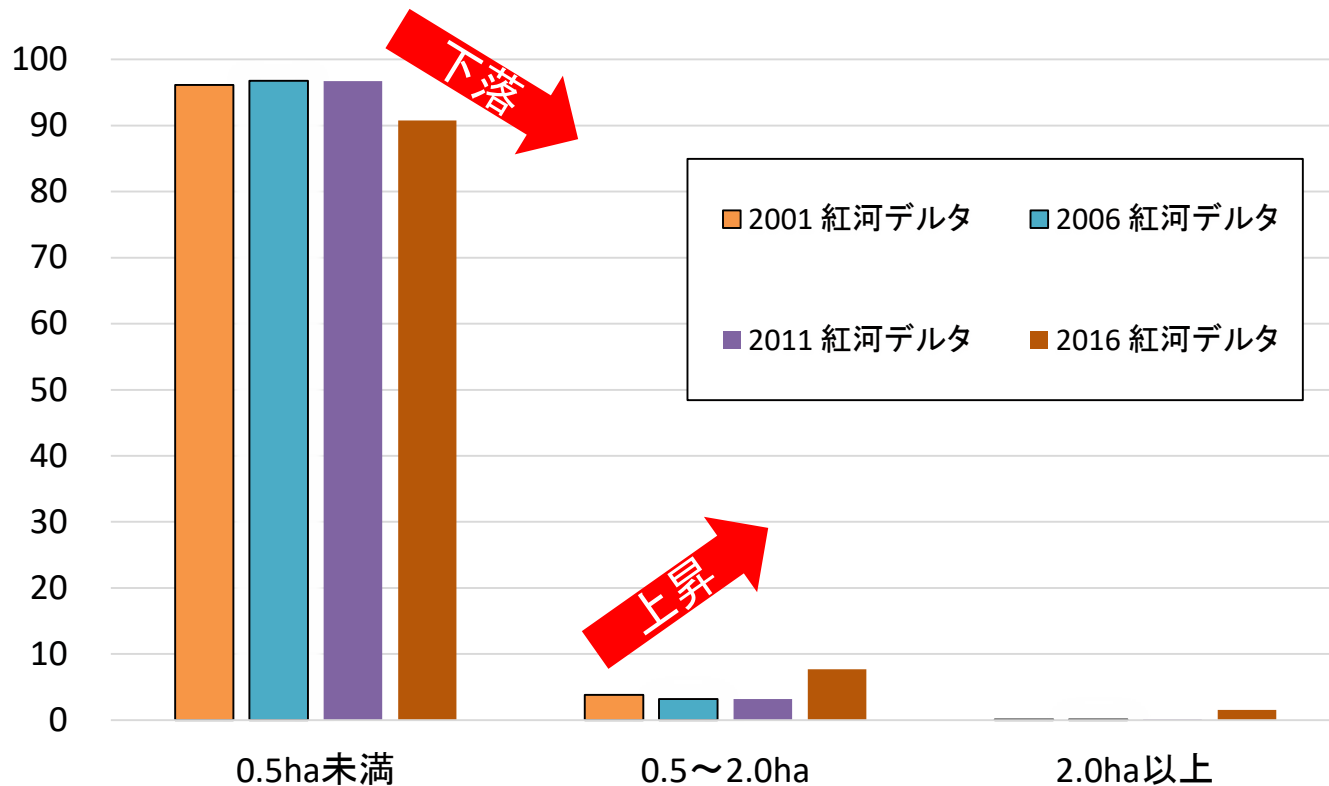
早くから集団化し、脱集団化に際しては一人あたり均等になるように分配。

メコンデルタ：

年3期作のコメ。仏領期・旧南ベトナムの時代から輸出米の産地として開発。

ベトナム戦争後の集団化は失敗し、元の持ち主に返還。

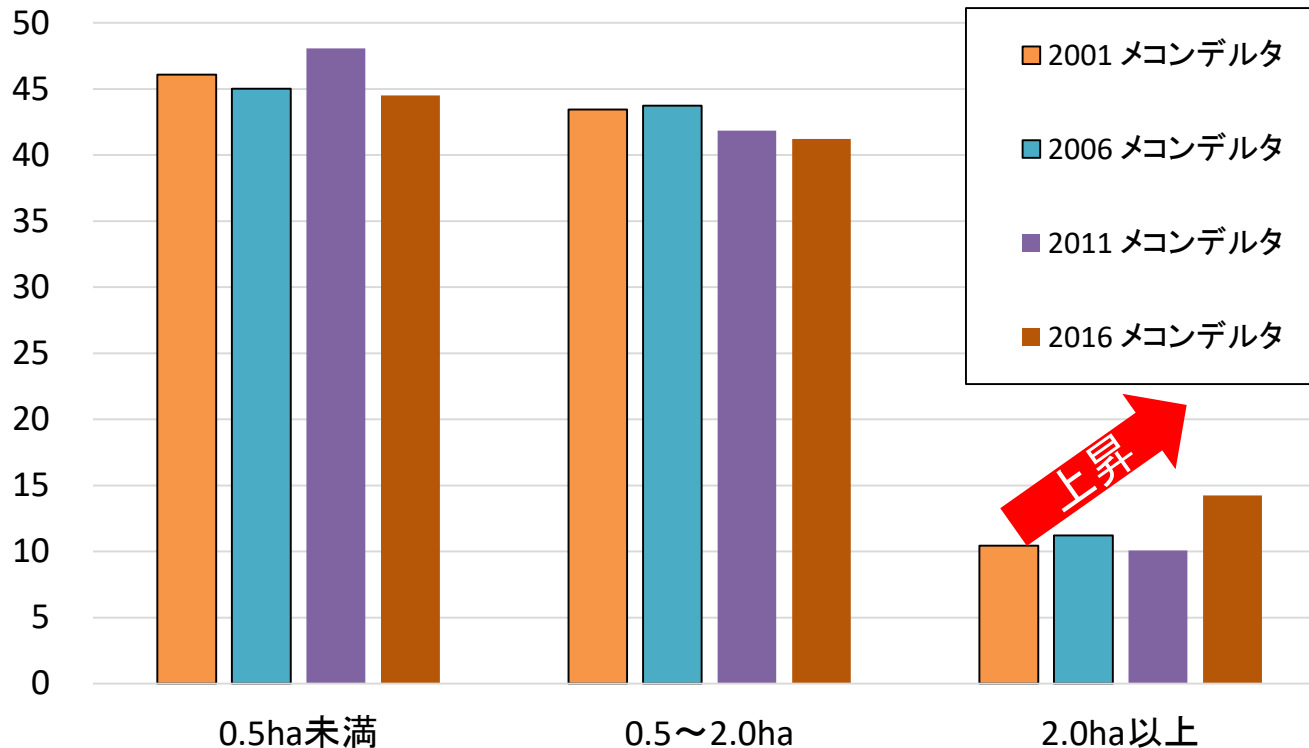
紅河デルタにおける経営規模別農家世帯分布 (2001、2006、2011、2016年)



経営規模が小さい(ほとんど0.5ha未満)が、比較的均等。

近年、0.5ha以上が増加し、格差が広がる。

メコンデルタにおける経営規模別農家世帯分布 (2001、2006、2011、2016年)



北部より規模は大きいとはいえ、ほとんど2.0ha未満

近年、2.0ha以上が増加し、土地集積が進む。

3-2-2. 農地の分配と集約

農地の使用期間

1993年土地法改正

: 国家が各個人に20年間の**土地使用権**を分配。

2013年土地法改正

: 分配時にさかのぼって個人に50年間の**土地使用権**を公認。

国家管理(全人民所有)の建前を維持しつつも、
土地の使用継続を認める。

この「使用権」は譲渡・賃貸・相続・売買・抵当の権利も含み、実態としてほぼ**私有权**なので、簡単には国家が取り上げられない。

もし**回収**する場合は**補償費**を払うことが土地法で明記。

個人への農地使用权の分配上限

	一年生作物(稲作含む)地・水産物養殖地・製塩地	多年生作物地	林地
紅河デルタ	2ha	10ha	30ha
メコンデルタ	3ha		

ただし、

- ・他の世帯からの譲渡・購入・相続を受けた場合は、上記の**10倍の面積**まで土地使用权を持つことができる。
- ・**借地**の場合は面積**制限なし**

土地の**平等性**(個人使用の上限)の**建前**と、経営規模拡大による**合理化**を推進したい**本音**。

農業は経営規模が小さく地理条件や市場変動も大きく左右されるため、ドイモイの方針である**市場経済化**と**社会的公正**の**両立**が特に重視される(政策融資や減免措置なども並行)。

しかし実際には政府の望むような規模拡大(農地集約化)はおきていない。

さらに農地の分散錯圃によって機械化・合理化も進まず。紅河デルタでは一人あたり平等に農地分配(面積のみならず地味ごとの平等性も追求され、各農家の農地が細分化)。

⇒分散錯圃の解消のために、2003年と2013年に農地の交換分合(分散した農地の各筆を農家同士で交換させて集積させる)政策が推進。

4. 現地調査の事例

(ハイズオン省ナムサック県ホップティエン社カオドイ村)

4-1. 村の成り立ちと土地分配

カオドイ村は約300年の歴史があるが、**共産政権下**で他の村と合併され、現在の行政村(ホップティエン社)が結成された。旧来の**村は廃止**され、人口ごとに機械的に生産隊結成。社と一体化した**合作社**に直属し、農民は**集団農業**に従事。

1993年に当時の村人全てに**平等に農地が分配**、その後相続は認められるが、新たな分配は無し。

また**池は村の共有財産**として分配された。村は村人に貸し出し、賃料を積み立てて村内の公共電灯の費用の一部に充当している。

4-2. 交換分合の実際

2003年と2013～15年の2回にわたって交換分合が実施、その結果一世帯あたりの平均筆数が、5.6筆→4.6筆→1.83筆と減少した。

2003年の時は地味ごとに農地が4等級に分類され、各世帯は4種のくじを引いてそれぞれのグループから農地を割り当てられる。2013～15年の場合は、農地は2種類に分類され、各世帯が2種のくじを引いた。

4-3. 全175戸調査(2005/2010/2015年)の分析

就業構造(年度ごと村内総収入に占める割合: %)

	2005年	2010年	2015年
農業	66.0	41.7	36.2
うち耕種農業	19.0	17.5	3.9
省内非農業	16.6	35.0	40.2
うち工場労働	1.8	8.0	13.0
省外(仕送り)	13.9	18.0	19.0
うち海外出稼ぎ	8.6	14.6	17.4

2005年から2015年への階層変動(世帯数)

		2005年の階層					
		第1階層 (最富裕)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最貧困)	計
2015年 の階層	第1階層	14	10	7	1	3	35
	第2階層	7	6	5	11	6	35
	第3階層	6	6	7	13	3	35
	第4階層	4	8	8	4	11	35
	第5階層	4	5	8	6	12	35
	計	35	35	35	35	35	175



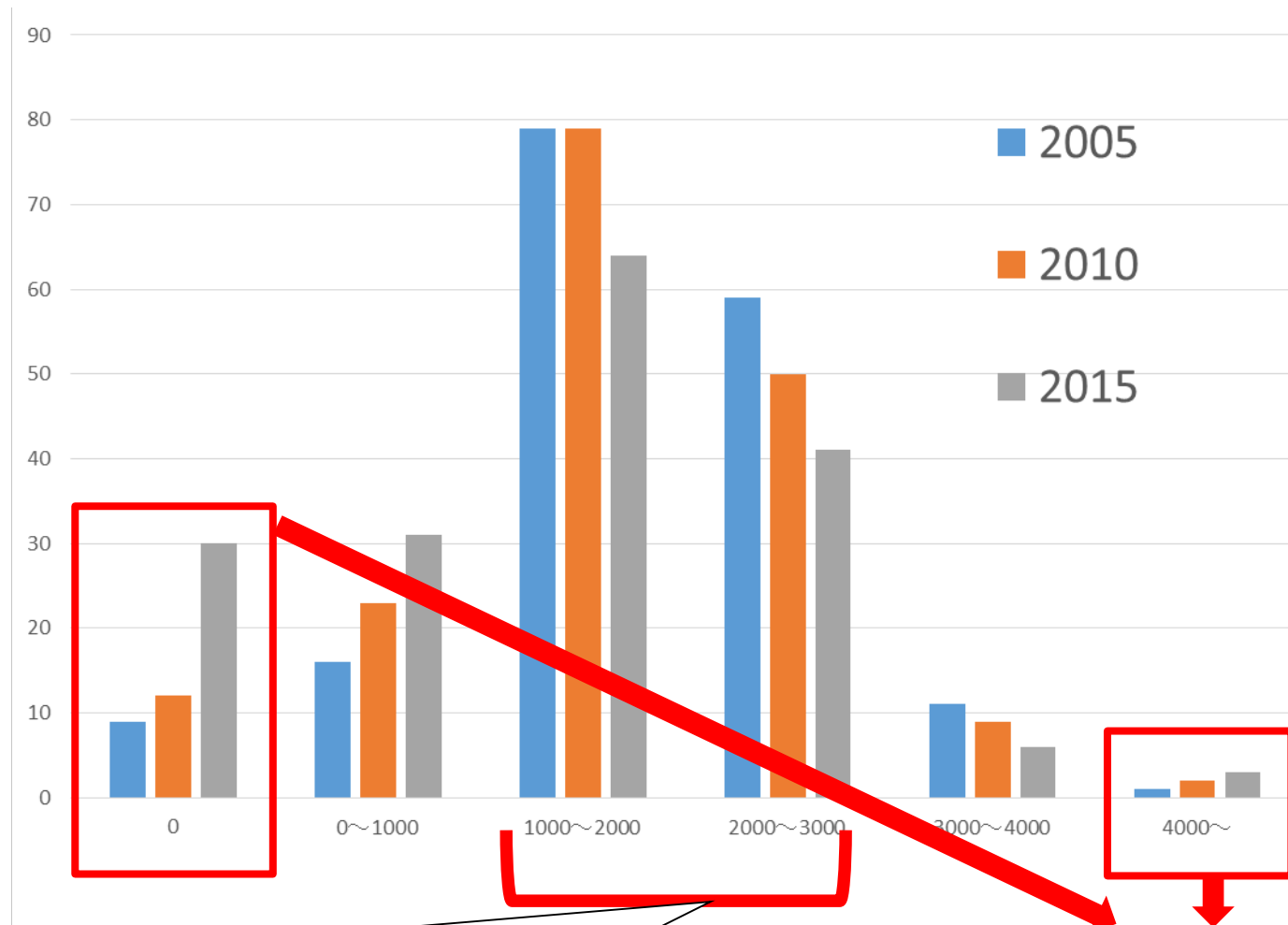
05年最貧困35世帯中、15年も最貧困は12世帯のみ。活発な階層変動。

2005～15年の農地面積

	2005年	2010年	2015年
水田世帯（175世帯中）	165	161	145
水田面積（m ² ）	306,350	279,012	258,477
うち裏作割合（%）	59.9	33.9	20.3
世帯あたり（m ² ）	1,857	1,733	1,783
その他農地（m ² ）	12,840	8,360	3,960
農地面積合計（m ² ）	319,190	287,372	262,437
世帯あたり（m ² ）	1,911	1,763	1,810

収入激減でも水田は維持し続ける（家族の食料）。裏作は激減。

2005～15年の農地面積分布(m²、世帯数)



ほとんどが2,000m²前後
(平等な土地分配、進まない貸借)

わずかだが、非農地
や大規模世帯も

収入に占める耕種農業の割合(%)

	第1階層 (最富裕)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層 (最貧困)
2005年	7.5	20.5	32.0	42.7	53.3
2010年	8.1	18.6	25.6	42.6	68.3
2015年	1.4	3.3	9.7	9.8	35.8

いずれの年も貧しい層ほど耕種農業に依存。しかし2015年には最貧困層でも35.8%に。背景に**高齢化**による引退(生活は子供の援助、政府の給付金)。

農地のない世帯

2015年に新たに使用農地がゼロになった世帯は**17世帯**。

うち、**9世帯**が高齢による引退

うち、**8世帯**が非農業に集中するために農地を手放す。うち6世帯が2010年より上位の階層へ

残り2世帯は2010年と同階層だが、もともと高収入の階層（第1、2階層）

多くの途上国で見られるような**土地なし貧困層**は存在しない。

4-4. 2019年補足調査

(2015年時点で大規模農地(4000m²以上)世帯)

事例①(14,400m²) : 経済階層は第3階層

2016年に他世帯からの借り入れ分の大部分(全て水田)を返却要求される(**交換分合の結果**、それまでより村民の**耕作がしやすくなったため**)

現在、経営面積は5,300m²(2,500m²が家族分)。

筆数は、土地分配時から変わらず3筆(2016年までは10筆に分散)。

個々の農家の経営効率をあげる**交換分合**がかえって大規模農家への**集約を妨げる**ことになった。

事例②(5,040m²): 経済階層は第1階層

2013年から他世帯からの借り入れで大規模水田経営。稲作は儲からないので、18年に借入分は返却。

現在は家族の持ち分(2,000m²)だけ。

稲作は儲からないので、家族分水田も畑に転作、通年野菜地に。

2015年時点の主な収入源は、日本へ出稼ぎ(電子工場工員)に行っている娘の仕送り。

事例③(4,860m²): 経済階層は第1階層

2015年時点: 家族分の水田(1,260m²) + 社から借り入れた牛の放牧地(3,600m²)

→利益が出なかったため、2017年に牛の飼育中止。
現在、社からの借地は800m²(アヒルの飼育)

2015年時点の主な収入源は、養鶏

2015年の大規模農家も全てその後規模を縮小。
近年の大規模農家への集約傾向から、経営面積均質化に逆戻り。

おわりに

1993年の**農地分配**(事実上の私有化)

⇒農家のインセンティブを刺激して生産増。反面、多数の**零細経営体**をも生み出した。

政府は**農地の交換分合**を推進

⇒各農家の農地分散は解消されるも、**大規模経営体は生まれず**。

背景として**生活保障としての農地**を手放さない農民

今後より一層の市場経済化と国際化の中で、**農地集積**は大きな課題に。

本報告の詳細は、下記書籍をご参照ください。



『改革30年 農業と土地制度 —ロシア・中国・ベトナム』

発行年月：2022年8月

出版社名：筑波書房

本書は、市場経済移行改革から30年を経たロシア・中国・ベトナムの三か国における、(1)社会主義体制下の農地制度 (2)市場経済移行改革と現行農地制度 (3)現行農地制度の下での新たな動き、の三点について現地資料・調査を用いて記述している。